

平成 3 0 年 3 月 2 0 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 殿

提出者 渡 部 一 樹

賛成者 遠 藤 吉 正

〃 田 中 和加子

〃 小 島 雄 一

〃 江 花 圭 司

〃 齋 藤 仁 一

〃 遠 藤 金 美

〃 大川原 謙 一

〃 山 口 和 男

議会案第 1 号 生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に
関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学に関する意見書

生活保護は、国民の生存権とそれを守る国の責務を定めた憲法第25条に基づき、国民が健康で文化的な最低限度の生活を保障するための制度である。

生活保護基準の見直しにより、生活保護世帯の子どもたちの大学等への進学にかかる入学時の一時金支給等の支援が強化されたことは前進といえる。しかし、大学等に進学すると家族から独立したとみなし、別世帯の扱いとする「世帯分離」の問題の解消は見送られた。

生活保護世帯の子どもが大学等に進学すると「世帯分離」となり、当該子どもにかかる生活扶助費が支給されず、住宅扶助費までも減額されることになる。また、当該子どもが実際に大学等に進学すると、国民健康保険料の納付が義務付けられ、家族に頼らずに奨学金やアルバイト等の収入によって自らの学費や生活費を賄わなければならない。また、奨学金を借りたとしても、返済の負担が重くのしかかることになる。

また、高校生の時のアルバイト等の収入による蓄えは受験料や入学金等に用途が制限され、それ以外は収入と認定され、生活保護費から減額されることになっている。

このため、進学の意欲があっても経済的負担から進学を諦めるケースがあり、生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、平成28年度で33.1%（内閣府「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」厚生労働省社会・援護局保護課調べ）にとどまり、一般世帯の進学率の半分以下となっている。

平成26年1月施行の「子どもの貧困対策推進法」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等を図ることを強調している。また、政府が同年8月に閣議決定した「子供の貧困対策に関する大綱について」では「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である」としている。

よって、本市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 昭和45年に高校進学についての「世帯分離」が廃止されたことに鑑み、生活保護世帯の子どもが大学等に進学することを一層支援する

ため、大学等に進学する子どもを「世帯分離」して生活保護から外す運用を「世帯内就学」に改め、当該子どもの生活保護費を支給すること。

- 2 大学等に就学しながら生活保護を受ける子どもの奨学金やアルバイト等の収入のうち、大学等の授業料、教科書・参考書代、通学交通費その他の就学に必要な費用については、収入として認定しない取扱いとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

喜多方市議会議長 佐藤 一 栄

【意見書提出先】

衆議院議長	大森 理森	殿
参議院議長	伊達 忠一	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
財務大臣	麻生 太郎	殿
厚生労働大臣	加藤 勝信	殿
文部科学大臣	林 芳正	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿
総務大臣	野田 聖子	殿